

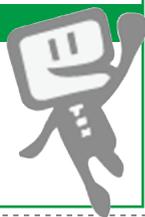
平成26年度分住民税申告 平成25年分確定申告 が始まります

所得税・消費税などの確定申告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口に参加、または、郵送でお早め提出願います。

また、便利なe-Taxをご利用ください。

●確定申告指導・申告書の受付期間	
・所得税	2月17日(月)～3月17日(月)
・贈与税	2月3日(月)～3月17日(月)
・消費税等	3月31日(月)まで
●申告会場・時間	
名寄税務署 2階会議室	
9:00～17:00	
※土・日曜、祝日を除く	
☎01654②2157	



住民税の申告が始まります

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をお知らせしますので、「案

内ハガキ」と関係書類を持参してお越しください。
 「案内ハガキ」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合は来庁ください。
 ※申告受付資料などの都合により、住所が名寄市風連町の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。(申告の受付は土・日を除きます)

●申告受付期間・場所

- 2月17日(月)～3月17日(月)
- 税務課市民税係
- 名寄庁舎2階
- 地域住民課総務税務係
- 風連庁舎1階

▼申告に必要なもの

- ①案内ハガキ、印鑑
 - ②給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払調書
 - ③営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書
- ※なお「案内ハガキ」が届いていない場合は税務署での申告をお願いします。

申告の問い合わせ
 市役所名寄庁舎2階 税務課市民税係
 ☎01654③2111
 (内線3201～3203)

④生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書
 ⑤医療費、社会保険料、国民健康保険税等領収書等
 ⑥国民年金保険料等の控除証明書
 ⑦身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書1、療育手帳、精神保健福祉手帳等
 ⑧所得税の還付申告の場合には振込先口座のわかるもの

今回の申告により平成26年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。
 なお、申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

1.障害者控除対象者認定書 申請窓口：高齢介護課(名寄庁舎)・地域住民課(風連庁舎)
 次に該当する方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。
 ①65歳以上で要介護認定を受けている方
 ②65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

2.おむつ使用確認書(医療費控除対象) 申請窓口：高齢介護課(名寄庁舎)・地域住民課(風連庁舎)
 要介護認定を受けていて、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に対して「おむつ使用確認書」を発行します。申請には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であることが確認できる書類の写しが必要です。
 ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
 ②おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方
 ③主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」および「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方



以上の事由について、対象者あるいはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができますので、認定書または確認書をお持ちのうえ申告してください。

問い合わせ 高齢介護課(名寄庁舎2階) ☎01654③2111 (内線3234～3236)

市・道民税の申告フローチャート

スタート!

下部の「**所得税の確定申告が必要な方**」に該当しますか？

はい →

税務署・市役所税務課・e-Taxなどで所得税の確定申告を行ってください。
所得税の確定申告を行った場合、市・道民税の申告は必要ありません。

いいえ ↓

平成26年1月1日、本市に住所（住民登録）がありましたか？

いいえ ⇨

名寄市への申告は必要ありません。
(1月1日現在の住所地で申告してください)

はい ↓

平成25年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか？

いいえ ⇨

※市・道民税は非課税になるため、市・道民税申告の必要はありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

はい ↓

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？

はい →

いいえ ↓

どのような収入状況がありましたか？ 次のA～Cからお選びください。

A 公的年金収入がある方

源泉徴収票の扶養人数はありますか？

いいえ ↓

公的年金収入が
65歳以上 148万円以下
65歳未満 98万円以下

いいえ ↓

公的年金などの所得金額と公的年金など以外の所得金額の合計額が、個人の市・道民税の非課税限度額以下になる（下表参照）

いいえ ↓

扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

はい ↓

市・道民税の申告が必要です

はい ↓

公的年金以外に所得がありますか？

はい ↓

B 給与収入がある方

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？

いいえ ↓

扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

いいえ ↓

市・道民税の申告は不要です

いいえ ↓

はい ↓

C その他の所得がある方

はい ↓

所得税の確定申告が必要な方

- ①公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方（公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告不要ですが、市民税の申告が必要な場合があります）
- ②年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方
- ③給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える方
- ④源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方
- ⑤雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り返すことができる損失がある方

個人市・道民税の非課税限度額

本人と扶養親族等の合計人数	65歳以上の方(昭和24年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方(昭和24年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	28万円	148万円	28万円	98万円
2人	73万円	193万円	73万円	147万3,334円
3人	101万円	221万円	101万円	184万6,667円
4人	129万円	249万円	129万円	222万円

(注1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。
本人と扶養親族等の合計人数が5人以上の場合は、市民部税務課までお問い合わせください。

個人住民税の税制改正のお知らせ

平成26年度から適用される主な変更点について

① 個人住民税均等割税額の改正

東日本大震災に伴う復興事業に要する費用などの財源を確保するため、の臨時措置として、平成26年度から平成35年度まで市・道民税均等割額に復興特別税として、それぞれ500円が加算されます。



均等割	改正前	改正後
市民税	3,000円	3,500円
道民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

② 給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

給与等の収入金額から控除する給与所得控除について、給与等の収入金額が1500万円を超える場合は、245万円が上限となります。

③ 公的年金等受給者の寡婦（寡夫）控除申告手続きの簡素化について

公的年金等受給者のうち、公的年金等所得以外の所得を有しなかった方が、年金保険者に提出する控除扶養申告書において、寡婦（寡夫）控

除を申告している場合は、住民税の申告書の提出が不要となります。

また、公的年金等支払報告書に記載のない控除（生命保険料控除や医療費控除等）を追加する場合については、従来どおり申告が必要です。

④ 「ふるさと寄附金」税額控除の見直し

平成25年から復興特別所得税の新設に伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることとなります。

このため、住民税における「ふるさと寄附金」にかかる特別控除額については、復興特別所得税軽減額相当額を減額する見直しを行うこととなりました。（改正前後の所得税分と住民税分をあわせた控除額は変わりません）

▼ 問い合わせ

税務課市民税係
名寄庁舎2階
01654③2111
（内線3201〜3203）

国民健康保険のお知らせ 高額療養費と確定申告（医療費控除）について

◎ 高額療養費の手続きには領収書が必要ですが

高額療養費の該当世帯には、受診月から約3カ月後に手続き案内を送付しますが、手続きには領収書が必要ですので紛失にご注意ください。

◎ 12月診療分の高額療養費について
医療費控除の前に高額療養費の支給手続きを！

確定申告で医療費控除を受ける場合、1月から12月までの支払い分が申告対象です。

12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬に案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、案内が遅れる場合があります。支給の対象で案内が来ない場合は、確定申告前にお問い合わせください。

▼ 問い合わせ

市民課国保高齢医療係
名寄庁舎1階
01654③2111
（内線3116）

消費生活センター通信

消費生活セミナーのご案内

意外と便利！地元弁護士の活用術



「こんなこと弁護士に相談していいの？」と迷ったときは消費生活センターを利用してみませんか。

消費生活センターが地元弁護士につなぐお手伝いをします。いつ・どんなことで・料金は…など、この機会に聞いてみましょう。

- と き 2月18日（火） 13:00～14:30
- と ころ 名寄東小学校 2階音楽室(多目的ホール)
- 講 師 弁護士 押田 朋大氏
(名寄ひまわり基金法律事務所所長)
- 参加費 無 料
- 共 催 消費生活センター
名寄東小学校コミュニティセンター

問い合わせ 消費生活センター 01654②3575